

門真市市民公益活動支援・協働に関する提言書

平成 20 年 9 月 9 日

門真市市民公益活動支援・協働懇話会

はじめに

門真市市民公益活動支援・協働懇話会は、本市における市民公益活動支援や協働のあり方を検討するため、学識経験者、市民団体の代表者、さらには公募で選ばれた市民からなる8人の委員により設置されました。

平成20年7月11日の第1回懇話会から平成20年9月9日の第5回懇話会まで開催し、本市の市民公益活動支援や協働はどうあるべきかを基本テーマに、本市の市民参加と協働の現状と課題、基本理念、基本的方向性、市民参加の手法等について、委員それぞれの思いを込め、意見交換を行いました。

この提言書は、5回にわたり意見交換を行った成果をまとめたものです。

それは、市民公益活動支援や協働について行政がいかにあるべきか、そして市民がいかにあるべきかを考えたものです。

その中心は、市民参加から協働に向けて、行政は市民の主体性を重んじ、市民はより主体性を持って、公益活動を行うことにあります。

当懇話会の提言が、元気な門真市への一助となり、市民がいつまでも住み続けたいまちとなるよう、これからのまちづくりに十分活かされることを願うものです。

平成20年9月

門真市市民公益活動支援・協働懇話会

会長 熊谷樹一郎

目次

はじめに

1 . 市民参加型から協働のまちづくりが求められる背景	1
2 . 門真市における市民参加や協働の現状と課題	2
3 . 協働の推進に向けた視点と仕組みづくりの基本的な方向性	4
4 . 門真市における協働の基本理念と基本的な考え方	5
5 . 門真市における協働推進のための基本的な方向性	8
6 . 市民参加の促進や協働の推進のための方策	10
7 . 協働の推進により期待される効果	11
資料 1 門真市市民公益活動支援・協働懇話会設置要綱	14
資料 2 門真市市民公益活動支援・協働懇話会委員名簿	15
資料 3 門真市市民公益活動支援・協働懇話会開催経過	15

1. 市民参加型から協働のまちづくりが求められる背景

これまで「公共サービス」は主として行政が市民に対して提供すべきもの、すなわち「行政サービス」として提供すべきものであると考えられてきました。

地方分権の進展により住民に最も近い基礎的自治体の権限や責任が重くなるとともに、少子高齢化による社会構造の変化や市民の価値観・ライフスタイルの変化などに伴う新たな公共的課題について、行政だけでは質的にも量的にも限界があると考えられます。

一方、これまで「公共性」の判断は、行政自らが行ってきましたが、「公」と「私」の間の領域に「公共性」の判断を模索する動きが生まれてきています。

「公」と「私」の間の領域、言い換えれば、「新たな公」の領域において、市民や市民団体、NPO等が、様々な分野で主体的な活動を育んできています。

本市においても、自治会やNPO法人などが、防災・防犯、環境美化などの地域活動をはじめ、福祉の増進、子どもの健全育成など、「新たな公」の領域で多様な活動を展開しています。

市内には潜在的にも、多くのボランティアがいると想定され、特に、いわゆる団塊の世代が退職期を迎え、地域社会において様々な知識や経験を活かして活躍していくことが期待されます。

私たち市民も、多様なまちづくりの担い手の力や地域の特性を活かしつつ、個性豊かで市民がまちに誇りと愛着を感じるまちづくりに積極的に参加していくことが必要です。

そのためには、「市民参加」のまちづくりからさらに市民と市の「協働」によるまちづくりへと発展させていくことが必要です。

「市民参加」は、行政が主体となって、行政が用意した制度や仕組み（アンケート、審議会、パブリックコメント等）の中で市民が意見を述べ、提案するものであり、基本的に行政主導の手法です。一方、「協働」は、市民、行政が対等に主体となって、まちづくりや環境保全など様々な公共課題を協力し合いながら解決していくものです。

さらに、今後は市民と市の「協働」によるまちづくりから、市民の主体性をさらに高めた「住民自治」によるまちづくりをめざしていくことが必要です。

2 . 門真市における市民参加や協働の現状と課題

平成 18 年度に策定されたこれからの本市の中長期のまちづくりのあり方を示す「門真市都市ビジョン」では、

“ 通過都市（仮住まい的な都市）” からの脱却

“ 緑豊かなまちなみ ” や “ 犯罪がない明るいまち ” への再生

密集市街地を “ 災害に強いまち ” “ 誰もが住みつづけたいまち ” への再生

市民が互に支えあうことができる社会への改善と公平な福祉サービスの提供

市民のふるさと意識や誇り、愛着、コミュニティの醸成

を、改善が求められるまちづくりの基本的課題としています。

これらの基本的課題に対応し、市民がいきいきとし、活気ある地域社会の形成に向けては、密集市街地を多く抱えるという本市の弱みの構造の悪循環から一刻も早く脱却するとともに、本市が活力あるまちとして飛躍していくことをめざし、市民や地域、産業のいきいきとした活動を誘導し、「地域力」の向上を図るために、次のような取り組みが必要であるとしています。

“ 職住近接のまち ” “ 世界に誇るものづくりのまち ” として産業や雇用の創出

市民が誇ることができる子どもの教育環境づくりや文化的環境の醸成

これからさらに増加する元気な高齢者のこれまでの人生で培った “ 力 ” の活用

門真に住み、働き、学び、憩う元気な若い世代が暮らしやすい生活環境の整備

このように、「地域力」の向上をめざす本市のまちづくりにおいては、市民参加をさらに積極的に進め、市民活動を活発にしていくとともに、市民と市の協働によるまちづくりを推進していくことが不可欠です。

本市では、市民参加については様々な手法を用い、取り組まれてきていますが、協働の取り組みは、一部の部署にとどまっています。これら市民参加や協働の取り組みについては、市としての明確な方針がないため、各部署で相違が生じています。

今後、市民参加を積極的に進め、市民活動を活発にするとともに、市民と市の協働によるまちづくりを推進していくためには、その基本となる理念や方向性を明確にし、多くの市民が参加できる環境づくりや主体的に公共の活動を行い協働するための仕組みづくりが必要です。

なお、本市におけるまちづくりへの市民参加の促進や市民活動の活性化などの課題について、懇話会での意見を集約すると次のようになります。

市民一人一人が地域社会の重要性をもう一度考え直すことが必要

「自分が住んでいるまちは自分たちで守り、育てよう」という市民の姿勢が必要

人は楽な方向に流れる傾向にあるが、少し億劫な付き合いなどの壁を越える契機を創

ることが必要

* 提案例：・みんなが楽しみ、集まることができるテーマの設定や若年層にも実行可能なミッション(使命)を負荷すること、事務的な回覧などだけではなく、呼びかけなどが必要

仕事に追われている若年層の地域デビューは、自治会の役員など受け持つことなどを契機とし、地域の重要さを知ってもらうことが必要

自治会では役員と役員でない人の活動が乖離しているため、ミッション(使命)がなくても持続的に参加を促す仕組みが必要

地域という単位の活動のみならず、活動の目的を単位とした人の集まりを作ることも必要

門真を良いまちにしようと思う人を増やすづくりやその仕組みが必要

隣近所と問題解決に向け話し合わなければならない仕組みが必要

潜在的なボランティアが一步踏み出させるような参加しやすい仕組みが必要

例；・市民がどのような活動をしているかなどの広報や相談活動など

全く何も無いところから作り上げるのは困難。自治会など既存の市民活動をもっと活性化していくことも視野に入れることが必要

生活に密着した身近なまちづくりの課題から取り組んでいくことが必要

例：防災、防犯、環境、食育

まちづくりの方向を共有するためにも、計画づくり等の段階からの市民参加が重要

ボランティアは、関心を持つことから始まるので、ボランティアへの関心を深める体験などを広報などで紹介することが重要

ボランティア活動の推進は、ボランティアに強制をせず、寛容に包み込んでいくことが重要

子どもにとって門真が真のふるさとになるように、ボランティアにしてもらったことなど子どもたちが地域で経験したことを、また、その子どもたちが、次の世代の子どもに経験を活かすことを繋いでいくことも必要

食育からふるさとづくりや環境活動に結びつけていくことも必要

市民にもボランティア活動などに関心ある層や今は全く無い層など多様な層があり、ボランティア活動などに関心ある人の裾野を広げることが重要

また、今後、本市において市民と市の協働によるまちづくりを推進していくうえでの基本的な課題について、懇話会での意見を集約すると次のようになります。

市民と行政が協働していくためには、住民側からの提案を受け入れる仕組みが必要

市民や市民活動団体、行政の役割分担を明確にし、有効な財政活用が必要

市民と行政互いの強みを活かせる協働の仕組みが重要

協働の理念や目的について、行政職員一人一人、市民一人一人が互いに理解し合うこ

とが必要

市民と行政職員が相乗的に質を上げる仕組みが必要

市民と行政が協働していくためには、理解・意欲のある市民の裾野をしっかりと広げる仕掛けを創ることが必要。そのためには、市民のまちづくりへの参加意欲に応じ、意欲ある層から順に参加を広げるなどの仕組みが必要

企業も“市民”として位置づけ、その責務を果たすうえで資金による協力なども含め、協働のパートナーとして参加する仕組みが必要

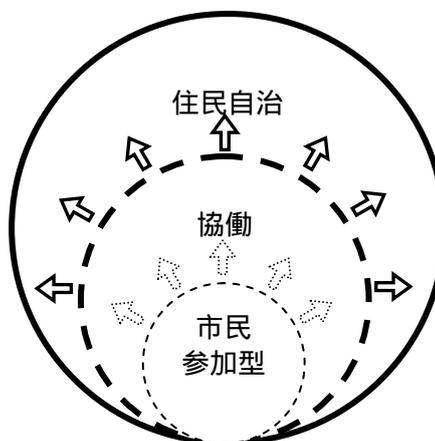
3. 協働の推進に向けた視点と仕組みづくりの基本的な方向性

「市民参加」と「協働」の違いは、各事業や施策における市民と行政間の関与の度合いによります。言い換えれば、「市民参加」は行政が主体であり、市民は自己の意思を反映させるため、行政過程に関与するものであるのに対し、「協働」は、市民も行政も共に主体性を持ち、相互に対等に協力して公共の活動を行っていくことです。

そして、「協働」よりもさらに市民の主体性が高まると「自治」に至ります。

多様化する公共課題を自治会やボランティア団体、NPO法人など多様な主体と共に担っていくことが不可避であり、「市民参加」から「協働」、「協働」から「自治」という流れを創るうえでは、現在は、従来の市民参加をさらに推進するとともに、協働の観点を重視し、市民と市の協働によるまちづくりを本格的に始めていかなければならない段階と言えます。

「市民参加型」から「協働」、そして「住民自治」へと育む概念



そのため、従来の「市民参加」を、より市民が主体性を持って活動にあたる次のような「協働」の視点から見直していくことが必要です。

既成の条例や制度、概念にとらわれず、柔軟に市民の意見や提案を受け入れる。

市民と行政互いの強みを活かす。

行政職員、市民が協働の理念や目的について互いに理解し、協働への意識を育む。

市民と行政職員が相乗的に質をあげる。

計画づくりの段階から市民参加を促し、市民への情報提供とまちづくりの方向や情報を共有する。

自治会など既存の市民活動や組織を活かす。

多くの市民参加による協働を推進する。

市民も行政も相互に理念を理解し、市民と市が「対等」の原則のもとに進める。
多様な市民活動の連携やネットワーク化とともに、市民活動の誘発や支援を図る。
協働の推進状況を把握する。
協働の取り組みの成長過程に応じた協働推進のための環境づくりを図る。

また、協働の推進に向けた仕組みづくりの基本的な方向について提案すると次のようになります。

自治会など地縁団体とテーマ型活動組織との連携や市民活動の連携・協力の強化の推進役となる中核組織の育成など、市民活動ネットワーク体制の構築

協働に関する提案の受け入れや市民意見の反映結果の説明、市民と市による協働事業実施の判断などを行う体制の構築

ボランティア活動などについて気軽に相談できる窓口や市民への意識づくりの情報発信、市民活動団体の立ち上げから活動に至る支援など、市民参加の促進や市民活動の活性化を図る体制の構築

協働推進状況把握のための指標づくりやP D C Aサイクルを遂行する体制の構築

* P D C A (Plan・計画 Do・実行 Check・評価 Action・改善)

市において協働推進トップキーマンや分野ごとの専門的協働推進キーマンを育み、キーマンを核とした全職員による協働推進体制の構築

4 . 門真市における協働の基本理念と基本的な考え方

「協働」とは、

まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること

です。

「協働」は、市民の多様な社会経験や知識、創造的な活動の力を、それにふさわしい場面で活かすための営みと捉えることができます。そこで、

市民が豊かな社会経験や知識を活かして広く市政に参加し、さらに、多様な市民が主体性を持って市と協働することにより、個性豊かで活力に満ちた門真の地域社会を実現していくこと

を基本理念として提案します。

この基本理念は、従来の「市民参加」を「協働」の視点から見つめ直し、「協働」に向けた取り組みを促進していくとともに、市民と市との継続的・持続的な努力があってはじめて実現されるといえます。

なお、協働する「市民公益活動」は、

市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のもの
の利益の増進に寄与することを目的とするもの

と定義します。

<参考> 「支援」と「協働」の違い

「支援」とは、市民公益活動団体の活動を活性化するための環境整備を目的とし、「協働」は、市民と行政が共有する特定のまちづくりの方向にしたがった活動について、市民公益活動団体などと共に取り組むことをいう。

市民公益活動団体への支援

市民公益活動団体の活動を行いやすくするための様々な支援策を講じることを意味する。

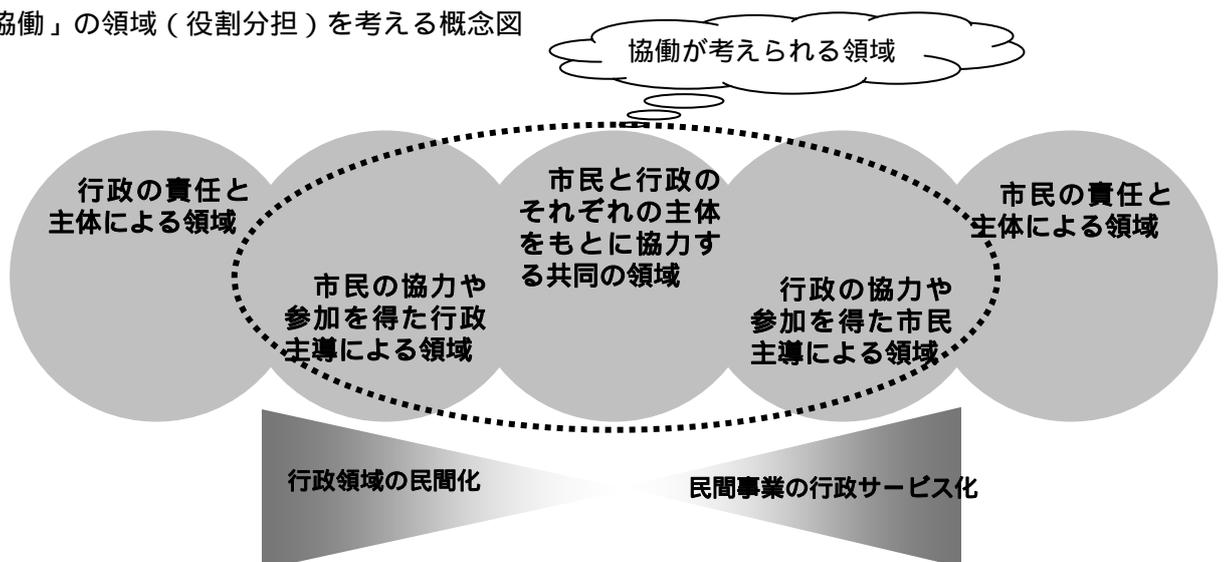
- * 例：
 - ・市民公益活動を活発にするための公共施設使用料や課税の減免措置
 - ・市民活動支援センターのような施設の設置による活動スペースの提供
 - ・市民公益活動のために立ち上げから初動期における交付金制度等の設置による資金支援やNPO育成支援のためのアドバイザー派遣制度の設置等による支援等

市民公益活動団体との協働

「協働」の概念に示すように、例えば、より市民ニーズに合ったものにするために、市民活動支援センターなどの管理運営を同様の目的を持って活動している市民公益活動団体に委託したり、また、市と共通の公共的目標に向かって市民公益活動団体が行う事業を支援する交付金等を交付したりするといったようなことを意味する。

また、次のような領域（役割分担）を「協働」を考える領域とします。

「協働」の領域（役割分担）を考える概念図



なお、各領域の考え方を示すと次のようになります。

行政の責任と主体性による領域

- ・法律で義務づけられたもの…徴税、選挙、教育、生活保護、政策形成、条例制定
- ・市民生活の安全、安心の基本を維持するもの…消防、警察、交通管制等

市民の協力や参加を得た行政主導による領域

- ・福祉業務、窓口業務、施設指定管理、道路・河川管理のアドプト制度、公園づくり、路上駐車監視等

市民と行政のそれぞれの主体をもとに協力する共同の領域

- ・福祉関係等の事業委託、施設指定管理
- ・各種保全活動（文化財保護等）

行政の協力や参加を得た市民主導による領域

- ・補助金を受けて行う地域団体・市民活動団体・NPOの活動（デイケア、高齢者・子どもの見守り、まちづくり、環境保全等）

市民の責任と主体性による領域

- ・行政の支援のない市民公益活動、NPOの活動、コミュニティ・ビジネスや社会的企業の活動
- ・自治会活動
- ・政策提言活動

また、協働の形態は、柔軟に考えていくことが必要ですが、基本的には、次のような形態が考えられます。

共催、後援

共催は、市民と行政が協力しながら事業を行う形態。企画段階から実施終了まで協力し合うことで互いの信頼関係を深めることが可能。後援は、行政が民の事業を応援することを表明するもので、間接的な支援となる。

情報提供、意見交換（例；地区別懇談会等）

互いが持つ情報を提供し、それを活用しながら具体的な実施に向けた協議、調整の場
政策提言（例：まちづくり市民会議、懇話会等）

市民の多様なアイデアや発想を、政策、事業に反映し、事業の実施を支援

実行委員会（例：門真市文化祭実行委員会等）

様々な主体が集まり、共同主催者として事業を行う。企画段階からの協働が可能で、それぞれの特性を活かした事業の展開が可能

補助、助成

公共の事業を行う団体に資金的な支援を行うことで、公益を実現

委託

行政が行うべき事業を地域団体・NPO、民間企業等の特性を活かせるよう委託することで、より効果的に公共の事業の実施が可能

アドプト制度

地域団体等が公共施設の里親となり、美化活動等の管理を担い、市は保険加入や物品の支給などを行う制度

また、協働を推進していくことが望まれる取り組み例をあげると、次のようになります。

コミュニティの活性や市民参加の促進、まちの活性化に関する事業

* イベントの企画運営、公園等公共施設の管理運営

市民が相互に支え合う活動に関する事業

* アドプト制度、地域の美化活動、高齢者支援事業

特定分野の専門性など、行政とは異なる発想での事業展開が期待できる事業

* 相談・情報提供事業、市民参加のコーディネート政策提案事業、調査研究事業、各種計画策定事業

地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要となる事業

* コミュニティ施設の管理・運営、地域防犯・防災事業、障がい者福祉支援事業、子育て支援事業（ミニデイサービス、配食サービス等）

状況に応じて対応が必要な事業

* 子ども見守り活動、災害時におけるボランティアコーディネート事業

先駆的な事業

* 外国人の子どもの教育支援、住民によるコミュニティ・バス事業

5. 門真市における協働推進のための基本的な方向性

(1) 市民参加・協働主体の拡大

多くの市民により参加や協働を推進することは、最も基本的な課題です。

市民参加や協働主体の拡大のためには、市として、まず、その機会を増やすことが必要です。

これまでの取り組みは、それぞれの部署に任されていたため、所管の施策や事業について、どのような参加手法をとるかは所管部署の自由な判断で行われてきました。

今後は、これらについて、統一的な方針のもと、市全体の共通認識を持って取り組んでいくことが提案できます。

次に、市民参加・協働主体の拡大には、市民が参加しやすい条件づくりが必要です。市政に関心が低い市民に対しては、市の施策や事業を知らせるなど情報提供の充実など関心を持てるようにするきっかけを、また、関心はあっても時間がないという市民に対しては、時間に拘束されない手法や参加しやすい場の提供を考えていく必要があります。

(2) 多様な市民意見の政策への反映

多様な市民の意見を政策に反映させることは、市民参加や協働の意義でもあります。

しかし、多様な市民意見のすべてを反映することはできません。大切なことは、行政が多様な意見を聴くことや市民が主体的に行政と話し合うなど、参加や協働の過程の中で、ふさわしい解決策を見つけ出していくことです。そうすることにより、市民意見が反映されなかった場合に、その理由が明確に説明されることにもなり、相互の信頼関係の構築にもつながっていきます。

そのためには、参加の場面に応じてできる限り多くの市民に参加の呼びかけを行うとともに、それぞれの場面に応じた適切な市民参加の手法を用意していくことが必要です。

(3) 市民と行政の信頼関係の構築

市民と行政の信頼関係の構築のためには、互いの対話をより積極的に進めていくことが重要です。また、行政がどれだけ透明性を向上できるかが求められています。

情報公開の視点とともに、市民と様々な情報を共有できるよう、必要な情報を市民にだけ提供し、うまく伝えられるかが問われています。

また、市民参加や協働に関する市の取り組みの進捗状況をチェックするための市民に開かれた仕組みを整備していくことも必要です。

(4) 市民と行政との役割分担の見直し

少子高齢化による社会構造の変化や市民の価値観・ライフスタイルの変化等とともに新たな公共の課題が生じています。これらの課題の解決に際して、市民と行政との役割分担を明確に線引きできない状況にもなってきています。

市民のニーズが多様化し、公共領域が拡大する中で、行政だけで様々な公共課題を解決することには限界があると考えられます。

これからは、行政でなければ解決できないものは引き続き行政が責任と主体性を持って解決していくことが必要ですが、市民の手で解決すべきものや可能なものは、市民が主体的にその解決にあたり、市民が行政と協力し合いながら解決できるものは、市民と行政とが協働して取り組むことにより解決していくことが必要です。

(5) 市民相互および市民と行政との合意形成

市民参加や協働を実際に行っている市民や市民団体は多数存在しますが、例えば、個人レベルでの合意形成や自治会とNPOとの連携やNPO同士の連携などは、希薄であるといえます。

市民参加や協働を現に行っている市民や市民団体の間でも、必ずしも合意形成ができていない状況にあります。多様な市民活動主体が結びつき、相互に目的を共有することにより、今までにない新たな活動が生まれる可能性も出てきます。

そのためには、市民や市民団体はいかなる課題や困難を抱えているのか、市民の中にはいかなる人材・資源・能力が存在しているのか、市民・市民団体相互に協力することがいかなるエネルギーを生み出すことになるのかを相互に確認し合う「場」となる市民活動のネットワークの核となる組織が必要であり、核となる組織の役割が重要です。

(6) 行政、市民の意識改革

行政職員の意識が変わらなければ、市民への積極的な情報提供や市民意見に対する真摯な対応はできず、適切な参加手法をとることもできません。一方、市民の意識が変わらなければ、市民参加・協働の主体は広がらず、市民相互間の連携や合意もなされず、行政に依存した陳情型の市民から脱却できません。

行政職員が意識を変え、同時に市民も意識を変えていくことが、市民参加・協働を推進していくためには不可欠です。

6 . 市民参加の促進や協働の推進のための方策

本市において市民参加の促進や協働を推進させていくための方策を提案すると次のようになります。

(1) 市民と行政の信頼関係の構築のために

市民への情報提供、市民との情報共有に積極的に取り組む。
市民意見の反映結果が市民にわかるようにする。
市民参加・協働の取組みをチェックする仕組みを設ける。

(2) 行政・市民など当事者の意識改革のために

市民と行政職員との学びの場を設ける。
行政職員に対する研修を充実する。

(3) 市民相互および市民と行政との合意形成のために

対話型の市民参加を支えるコーディネーターやファシリテーターを育てる。
市民活動のネットワークの中心となる核組織を設置する。

(4) 市民と行政との役割分担の見直しのために

市民と市との協働を促進する。
公益活動・協働主体の活動を支援する。

(5) 市民意見の政策への反映のために

施策の段階に応じた適切な参加手法を導入する。
既存の市民意見の反映手法をより効果的に活用する。
新たな市民意見の反映手法の導入を進める。

(6) 市民参加・協働主体の拡大のために

市民参加・協働の機会を増やす。
市民参加・協働をしやすい条件を整備する。
市民参加・協働を促進するための活動拠点の整備や支援制度の充実を図る。
市民参加・協働を促進するための広報、情報提供を充実する。

7. 協働の推進により期待される効果

今、私たちの暮らしや隣近所の付き合いの中では、

- ・市民自らができることも、それをしない人が増えているのでは？
- ・市民間のコミュニケーションが不足しているのでは？
- ・自治会に加入する人や自治会の役員を引き受ける人が減少しているのでは？
- ・門真に愛着を持つ人が減っているのでは？

といったたくさんの疑問があります。

また、その疑問については、

- ・行政への依存度が高くなり、地域での問題解決の必要性が少なくなったからでは。
- ・高度経済成長期から経済一辺倒になり、地域を振り返る時間が少なくなったからでは。
- ・核家族化の進行により子どもをみる人が少なくなり、地域の活動などに参加しにくくなったからでは。
- ・昼間不在の市民が多くなったからでは。
- ・コンビニやスーパーなどの利便性の向上により、隣近所での(貸し借りなど)付き合いの必要性が少なくなったからでは。
- ・コンビニやスーパーなどの利便性の向上により、商店街などを利用する機会が少なくなり、コミュニケーションが不要になったからでは。
- ・家庭において、家事や子どもの教育についての価値が評価されなくなったからでは。

といった多様な原因が想定されます。

さらに、このような状況が続けば、

- ・市民自らできることも行政に依存してしまい、税の有効な使途が阻害されるのでは。
- ・隣近所の付き合いが希薄化し、災害の時などの助け合いが困難になるのでは。
- ・ますます門真に愛着を持つ人が減っていくのでは。

といった数々の将来の不安も沸いてきます。

また、一方、本市では、

- ・犯罪の発生状況など門真で問題になっていることを知り、市民も取り組んでいかなければならないのではないか。
- ・門真がふるさとである子どもに、門真がふるさととして誇れるものを創っていく必要があるのではないか。
- ・一人親家庭の母親の生活支援の隙間を埋める活動が必要ではないか。
- ・若い人の転出抑制の対策が必要ではないか。
- ・地域のコミュニティの活性化とともに、市民の真のニーズに基づき、市全体を束ねる市民自らが実践する核となる活動やイベントが必要でないか。

など、市民も取り組むことができる、あるいは、市民が取り組むべきまちづくりの課題もたくさんあります。

このような日々の暮らしや隣近所の付き合いに関する疑問や不安、まちづくりの課題への対応なども含め、市と市民、市民公益活動団体等との協働が推進されることにより、次のような効果が期待されます。

(1) 市民にとっての効果

市民ニーズにあったきめ細かで柔軟な公共サービスを選択できるようになり、地域社会に暮らす市民生活の質の向上につながる。

市政がより身近なものになるとともに、市民公益活動への関心や参加意欲の向上にもつながる。

市民の自己実現や生きがいを得るための機会・実践活動の場が増える。

市民公益活動の活性化に伴い、新しい雇用機会が創出される。

市民公益活動や協働への理解が深められるとともに、「協働によるまちづくり」の視点から、市政への関心、参加・参画意識が高まっていく。

(2) 市民公益活動団体にとっての効果

市民公益活動への社会的理解や活動自体の社会的評価が高まり、市民公益活動団体の持つ社会的使命（ミッション）を効果的に実現することができる。

市民公益活動団体の持つ情報や知識を市に伝える機会が増えることで、市民公益活動団体に対する市の理解や評価が高まる。

自立（自律）化、公開、評価といった原則のもと、事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生まれ、市民公益活動団体のマネジメント力の向上につながる。既存団体が持つ社会的使命などについても時代に適合した新たな見直しが求められ、これにより団体の活性化が図られる。

市や事業者と協働事業することで、ネットワーク化が進み活動領域が広がる。

(3) 事業者にとっての効果

異なる発想や行動原理を有する市民公益活動団体との協働により、事業者にはない発想や多様な価値観を見出すことで、新たな事業分野の開拓につながる可能性がある。

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任が果たすことができ、その結果、事業者のイメージアップにつながる。

(4) 市にとっての効果

協働することで、よりの確な市の施策の展開や人、物、金、情報など地域資源の有効活用が図られる。

市民公益活動団体の持つ特性・専門性を活かすことで、多様化する市民ニーズに対応し、よりきめ細かな質の高いサービスの提供が可能となる。

協働の視点から事業の見直しを行い、事業を市民公益活動団体と協働により実施することで、サービスの向上、行政機能のスリム化、経費の効率・効果的な執行などを図ることができ、行財政改革の推進に寄与する。

(このことにより、市民サービス向上にも結びつく)

多様な価値観に基づき活動する市民公益活動団体との協働により、行政における従来の画一的な公益性の概念から、多様な公益性の概念を認めていく意識への変革を図ることができる。

地域に密着した市民公益活動団体が市の事業計画の構想段階から参画し協働していくことにより、市民の市政への参加・参画の促進につながる。

また、市民活動ネットワークの中心となる中核組織の育成により、次のような効果も期待できます。

行政が、人、もの、金を投入できるコンセンサスが得られる場となる。

多様な情報が収集され、また、発信できることから、市民活動がしやすくなる。

縦割りの行政の情報や活動も横断的なものにしていくことが可能になる。

これから活動しようとしている市民の窓口となるとともに、既に情報発信している市民活動も含め情報が集約され、市民活動の交通整理が可能になる。

協働への取り組みを判断できる場になる。

資料 1 門真市市民公益活動支援・協働懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動の支援及び協働のあり方について、幅広く意見を求めるために、門真市市民公益活動支援・協働懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、門真市が行う市民公益活動の支援及び協働施策に関する基本的事項について検討し、提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員9人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民公益活動団体の関係者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者に、懇話会への出席又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び前条の規定により懇話会に出席した関係者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、市民生活部地域振興課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

資料 2 門真市市民公益活動支援・協働懇話会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 等	備 考
網谷 朝代	NPO法人「花だんごネットワーク」副理事長	
沖田 謹三郎	NPO法人「教育支援・門真っ子」理事長	
木村 隆博	NPO法人「門真ITまちづくりネット」理事長	副会長
熊谷 樹一郎	摂南大学工学部都市環境システム工学科 准教授	会 長
豎月 邦治	公募市民	
廣江 朋也	NPO法人「TEAM STUFF」理事長	
福井 裕一	NPO法人「ぶどうの木」	
邨橋 一枝	公募市民	

資料 3 門真市市民公益活動支援・協働懇話会開催経過

	開催日時・場所	検討内容
第1回	平成20年7月11日(金) 午後2時～4時 門真市役所 別館3階第2会議室	公益活動や協働まちづくりの必要性及び期待すること
第2回	平成20年7月25日(金) 午後2時～4時 門真市役所 別館3階第2会議室	市民活動の活性化を図るうえでの現状の課題
第3回	平成20年8月5日(火) 午後2時～4時 門真市役所 教育委員会会議室	市民活動の活性化を図るうえで必要な仕組みや方策の提案
第4回	平成20年8月20日(水) 午後2時～4時 門真市役所 別館3階第3会議室	提言書素案の検討
第5回	平成20年9月9日(火) 午後2時～4時 門真市役所 教育委員会会議室	提言書案の検討